

春日井市告示第 148 号

令和元年第 4 回春日井市議会定例会において議決を経た令和元年度春日井市一般会計補正予算ほか 4 件の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和元年10月10日

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,696,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,875,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		1,060,000	185,549	1,245,549
	1 地方交付税	1,060,000	185,549	1,245,549
16 国庫支出金		15,151,638	156,136	15,307,774
	2 国庫補助金	2,539,159	156,136	2,695,295
17 県支出金		6,822,624	23,092	6,845,716
	2 県補助金	1,941,445	23,092	1,964,537
21 繰越金		1	891,756	891,757
	1 繰越金	1	891,756	891,757
22 諸収入		4,348,121	600	4,348,721
	5 雑入	3,378,422	600	3,379,022
23 市債		8,697,900	439,400	9,137,300
	1 市債	8,697,900	439,400	9,137,300
歳入合計		102,178,970	1,696,533	103,875,503

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,436,891	991,786	12,428,677
	1 総務管理費	9,604,085	928,386	10,532,471
	2 徴税費	922,060	60,000	982,060
	3 戸籍住民基本台帳費	527,757	3,400	531,157
3 民生費		43,376,920	304,254	43,681,174
	1 社会福祉費	22,061,917	27,675	22,089,592
	2 児童福祉費	15,956,771	276,579	16,233,350
8 土木費		11,611,981	148,546	11,760,527
	2 道橋りょう路費	1,201,862	115,000	1,316,862
	4 都市計画費	8,232,284	33,546	8,265,830
10 教育費		10,268,101	251,947	10,520,048
	4 社会教育費	3,142,251	251,947	3,394,198
歳出合計		102,178,970	1,696,533	103,875,503

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	社会教育費	総合体育館第2競技場・柔剣道場 空調設備整備	122,000

第 3 表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
かすがいシティバス事業	令和2年度～令和3年度	205,000	令和2年度～令和3年度	225,000

第 4 表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後				
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
土木債	道路橋りょう整備事業	593,800	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	683,800	補前同	正にじ	補前同	正にじ
教育債	社会教育施設整備事業	837,100				928,600				
臨時財政対策債	臨時財政対策	1,650,000				1,907,900				

令和元年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,425,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		0	134,359	134,359
	1 繰越金	0	134,359	134,359
歳入合計		26,290,999	134,359	26,425,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		59	134,359	134,418
	1 基金積立金	59	134,359	134,418
歳出合計		26,290,999	134,359	26,425,358

令和元年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,952,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	108,608	108,608
	1 繰越金	0	108,608	108,608
歳入合計		4,843,750	108,608	4,952,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		4,663,184	108,608	4,771,792
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	4,663,184	108,608	4,771,792
歳出合計		4,843,750	108,608	4,952,358

令和元年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ896,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,232,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸 収 入		1,921	9,313	11,234
	1 雑 入	1,921	9,313	11,234
9 繰 越 金		0	886,913	886,913
	1 繰 越 金	0	886,913	886,913
歳 入 合 計		23,336,275	896,226	24,232,501

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		187	589,155	589,342
	1 基金積立金	187	589,155	589,342
5 諸 支 出 金		8,153	307,071	315,224
	1 償 還 金	8,153	307,071	315,224
歳 出 合 計		23,336,275	896,226	24,232,501

令和元年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和元年度春日井市春日井市民病院事業会計予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
市民病院手術室等 拡張工事実施設計業務	令和2年度	110,000